

放射線測定器借用規定

相双教育事務所

1 機器名及び台数

- (1) エネルギー補償型 γ 線用シンチレーションサーベイメータ TCS-172B (2台)
- (2) イオンチェンバーサーベイメータ TOYO MEDIC Model451P (1台)
- (3) GM管サーベイメーター AUSTRALRAD MINI8-1N-1 + 2 π (1台)
- (4) 環境放射線モニタ Radi(PA-1000H) (18台)

2 貸出しを行う対象

域内の教育委員会、幼稚園、保育所、小学校、中学校、県立学校、私立幼稚園

3 借用方法

- (1) 借用を希望する学校等は、別紙様式「放射線測定器借用申請書」を市町村教育委員会を通して相双教育事務所長宛に1部提出する。県立学校、私立幼稚園は、直接教育事務所長に提出する。
- (2) 借用の予約は、3ヶ月前から可能とする。
- (3) 相双教育事務所長の回答にもとづき、本教育事務所から直接借用する。
- (4) 借用の際は、学校教育課指導主事の立ち会いのもと、「貸借確認簿」に、借用者氏名等を記入し、押印する。
※ 「貸借確認簿」は、相双教育事務所に備えておくので、借用当日に来所して上記の手続きを行う。

4 貸出期間

7日間（ただし、状況に応じて延長も認める。）

5 活用について

- (1) 借用目的に基づいて、適切な方法で使用する。
- (2) 本機は、他団体から借り受けたものである。万が一、故意又は不注意により破損・故障等があった場合は、弁済等の対応が必要になることもあるので、取扱いには十分注意する。
- (3) 借用中に電池がなくなった場合は、借用者が交換する。

6 返却方法

- (1) 損傷や破損の有無を確認し、直接相双教育事務所学校教育課に返却する。
- (2) 返却を受けた学校教育課指導主事は、機器の状態を確認し「貸借確認簿」に氏名等を記入し、押印する。

〈平成23年5月12日作成〉〈平成24年2月29日一部変更〉〈平成24年4月3日一部変更〉